



イーデザイン損保
東京海上グループ

保険開始日が平成 25 年 5 月 1 日以降のご契約に適用となります。

自動車保険のしおり・約款

自動車保険普通保険約款・特約条項

この「自動車保険のしおり・約款」には、ご契約上の大切なことがらが記載されておりますので、ご一読ください。ご契約者と補償の対象となる方が異なる場合は、ご契約者よりこの内容を補償の対象となる方にもご説明いただきますようお願い申し上げます。

イーデザイン損害保険株式会社

各種お問い合わせ先

【お申し込み手続きや商品などに関するお問い合わせ】

保険をご検討されている方（お申し込み手続き・商品に関するお問い合わせなど）

お客さまサポートセンター (新規のお客さま専用)	0120-098-035 (携帯電話もご利用いただけます)	受付時間 : 平日 9:30~20:00 土・日・祝日 9:30~18:00 (年末年始を除く)
-----------------------------	----------------------------------	---

ご契約者の方（更新手続き・ご契約内容変更に関するお問い合わせなど）

お客さまサポートセンター (ご契約者専用)	0120-098-040 (携帯電話もご利用いただけます)	受付時間 : 平日 9:30~20:00 土・日・祝日 9:30~18:00 (年末年始を除く)
--------------------------	----------------------------------	---

【事故のご連絡】

事故受付センター	0120-097-045 (携帯電話もご利用いただけます)	受付時間 : 24時間365日
----------	----------------------------------	-----------------

※「IV 事故が起こった場合」をご参照ください。

【お車の故障などのご連絡】

ロードサービス	0120-049-095 (携帯電話もご利用いただけます)	受付時間 : 24時間365日
---------	----------------------------------	-----------------

※ロードサービスのご利用は、事前に上記フリーダイヤルにご連絡いただくことが必要です（「モバイル位置情報通知サービス」をご利用の場合を除きます）。ご連絡がなく、ご自身で業者を手配された場合などは無料サービスのご提供ができませんのでご注意ください。

【緊急医療相談、医療機関のご案内】

メディカルコールサービス	0120-073-097 (携帯電話もご利用いただけます)	受付時間 : 24時間365日
--------------	----------------------------------	-----------------

【弊社へのご相談・苦情】

お客さま相談ダイヤル	0120-063-040 (携帯電話もご利用いただけます)	受付時間 : 平日10:00~18:00 (年末年始を除く)
------------	----------------------------------	-----------------------------------

【指定紛争解決機関のご利用】

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

日本損害保険協会 そんぽADRセンター	ナビダイヤル（有料） 0570-022808 (PHS、IP電話からは 03-4332-5241)	受付時間 : 平日9:15~17:00 (年末年始を除く)
------------------------	--	----------------------------------

目次

	ページ
I ご契約について	しおり 3
1. ご契約時にご確認いただきたい事項 (告知事項)	しおり 3
2. ご契約後にご連絡いただきたい事項 (通知事項等)	しおり 3
3. ご契約の中断制度について	しおり 5
II 自動車保険の主な補償内容	しおり 7
1. 普通保険約款	しおり 7
2. 特約条項	しおり 8
3. 補償される運転者の範囲について	しおり 10
III ノンフリート等級別料率制度について	しおり 11
1. 適用される等級	しおり 11
2. 事故の種類	しおり 12
3. 等級別の割増引率	しおり 13
4. 事故有係数適用期間	しおり 13
5. 適用される等級・事故有係数適用期間の例	しおり 14
IV 事故が起こった場合	しおり 15
V 約款をご覧いただくにあたって	約款 1
VI 自動車保険普通保険約款	約款 2
用語の定義	約款 2
第1章 賠償責任保険	約款 2
賠償責任条項	約款 2
第2章 傷害保険	約款 6
第1節 人身傷害補償条項	約款 6
第2節 搭乗者傷害条項	約款 10
第3節 自損事故傷害条項	約款 12
第4節 無保険車事故傷害条項	約款 15
第3章 車両保険	約款 17
車両条項	約款 17
第4章 他車運転危険補償保険	約款 21
他車運転危険補償条項	約款 21
第5章 弁護士費用等補償保険	約款 22
弁護士費用等補償条項	約款 22
第6章 運転者年齢条件に関する条項	約款 24
第7章 基本条項	約款 24
第8章 基本条項の2	約款 31
第1節 契約申込みと保険料払込に関する条項	約款 31
I 保険契約の申込みと保険料払込に関する条項	約款 31
II クレジットカードによる保険料支払に関する条項	約款 32
III 追加保険料の払込猶予 (30日間) に関する条項	約款 33
第2節 家族の免許取得自動補償に関する条項	約款 33
第3節 更新契約の取扱いに関する条項	約款 34

	ページ
<別表 I >被保険自動車の入替ができる用途・車種区分表	約款 3 5
<別表 II >後遺障害等級表	約款 3 6
<別表 III >搭乗者傷害条項の医療保険金 (部位・症状別払) の支払額基準	約款 3 9
<別表 IV >短期料率表	約款 3 9
<別表 V >自損事故傷害条項の 後遺障害等級別保険金支払額表	約款 3 9
<別 紙 >人身傷害補償条項損害額基準	約款 4 0
付表 I 労働能力喪失率表	約款 4 5
付表 II ライブニッツ係数表	約款 4 6
付表 III 年齢別平均給与額・ 全年齢平均給与額表 (平均月額)	約款 4 7
付表 IV 死亡時の年齢別就労可能年数 およびライブニッツ係数表	約款 4 8
付表 V 第 20 回生命表による平均余命	約款 5 0
VII 特約条項	約款 5 1
① 運転者家族限定特約	約款 5 1
② 運転者夫婦限定特約	約款 5 1
③ 運転者本人限定特約	約款 5 2
④ ファミリーバイク特約	約款 5 2
⑤ 対物超過修理費用補償特約	約款 5 3
⑥ 人身傷害の被保険自動車搭乗中のみ補償特約	約款 5 4
⑦ 育英費用特約	約款 5 4
⑧ 女性のお顔手術費用特約	約款 5 5
⑨ 入院時諸費用特約	約款 5 6
⑩ エコノミー車両保険 (車対車+A) 特約	約款 5 8
⑪ 車両盗難不担保特約	約款 5 9
⑫ 車両新価保険特約	約款 5 9
⑬ 車載身の回り品補償特約	約款 6 0
⑭ 車両全損時諸費用補償特約	約款 6 2
⑮ 事故時レンタカー費用特約 (修理期間実損払)	約款 6 3

目的別目次

	ページ
◆ 補償の内容を確認したい	
・・・「II 自動車保険の主な補償内容」	しおり 7
◆ 事故が起こった場合の手続きについて知りたい	
・・・「IV 事故が起こった場合」	しおり 15
◆ 等級別の割引・割増制度について知りたい	
・・・「III ノンフリート等級別料率制度について」	しおり 11
◆ 契約内容に変更が生じる場合や解約する場合の 手続きについて知りたい	
・・・「I 2. ご契約後にご連絡いただきたい 事項 (通知事項等)」	しおり 3
◆ 契約の中断制度について知りたい	
・・・「I 3. ご契約の中断制度について」	しおり 5

『自動車保険のしおり・約款』の構成・用語の定義

『自動車保険のしおり・約款』は、ご契約に関する重要な事項や主な補償内容などをまとめた【しおり】(目次 I～IV)、保険契約の内容を定めた【約款】(目次 V～VII) から構成されています。

【しおり】で使用する用語の定義は下記のとおりです。その他の用語の定義は約款などをご確認ください。

約款	: 普通保険約款・特約条項をいいます。
申込書等	: 申込書または弊社ホームページの契約入力画面をいいます。
補償の対象となる方	: 約款上の「被保険者」をいいます。
主に運転される方	: 約款上の「記名被保険者」をいいます。
同居	: 同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません(「同一家屋」の定義など、詳細は弊社ホームページに掲載している用語集をご確認ください)。
前契約	: 主に運転される方およびご契約されるお車を同一とし、新たにご契約の保険開始日から過去 13 ヶ月以内に契約していた直近のご契約をいいます。ただし、他の自動車保険 (JA 共済を含む) の前契約となっている契約を除きます。(主に運転される方が同居のご家族の場合やお車を入れ替えた場合など、前契約とみなすことがあります。詳細はお客さまサポートセンターまでお問い合わせください。)
他のお車の自動車保険	: セカンドカー割引を適用する場合の「他の自動車保険契約」をいいます。

I ご契約について

1. ご契約時にご確認いただきたい事項（告知事項）

申込書等に★または☆が付された以下の事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に正確に入力してください。これらの事項が事実と異なる場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項（★または☆）】

- 主に運転される方の住所、氏名、生年月日（年齢）、運転免許証の色
- ご契約されるお車の登録番号、型式、用途・車種、初度登録年月、所有者氏名、使用目的
- 前契約の有無
- 前契約がある場合、以下の項目
引受保険会社名（JA共済を含む）、証券番号、等級、保険開始日、保険終了日（満期日。解約・解除された場合は解約日・解除日）、解約・解除された場合の本来の満期日（解約・解除前の満期日）、事故件数、事故有係数適用期間、解除歴、前契約の主に運転される方と今回のご契約の主に運転される方との関係、前契約のお車と今回のご契約のお車の同一性や用途・車種などの関係
- 他のお車の自動車保険がある場合、以下の項目
引受保険会社名（JA共済を含む）、証券番号、等級、他のお車の主に運転される方と今回のご契約の主に運転される方との関係、他のお車の所有者または主に運転される方と今回のご契約のお車の所有者との関係、他のお車の用途・車種、他のお車の保険期間と今回のご契約の保険開始日との関係
- ご契約されるお車は以下の項目にすべてあてはまります。
 - ・レースやラリーなど競技・曲技・試験に使うことはありません。
 - ・型式不明車、改造車（車検証の型式欄に「カイ」「改」と記載されているお車、用途・車種が変更されているお車、または違法改造車）、並行輸入車（車検証の型式の前後に「-（ハイフン）」があるお車など）、業務として危険物を積載するお車ではありません。
 - ・原動機付自転車、二輪車、三輪車、レンタカー、バス、ダンプカー、砂利類運送用普通貨物車、けん引車ではありません。
 - ・所有かつ使用しており、自動車保険（共済を含まない）に加入しているお車の台数は、今回ご契約される自動車を含めて9台以下です。
 - ・保険期間が重複する他の自動車保険（共済を含む）には加入していません。

2. ご契約後にご連絡いただきたい事項（通知事項等）

申込書等に☆が付された以下の事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社ホームページでお手続きいただくか、弊社お客さまサポートセンターまでご連絡ください。お手続きやご連絡がない場合、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【通知事項（☆）】

- ご契約されるお車の登録番号、型式、用途・車種、使用目的
- 前契約がある場合、以下の項目
等級、保険終了日（満期日。解約・解除された場合は解約日・解除日）、事故件数、事故有係数適用期間、解除歴
- 他のお車の自動車保険がある場合、以下の項目
等級

※ただし、通知事項に変更が生じ、弊社にご連絡をいただいた場合でも、ご契約されているお車を改造して、用途・車種が家用軽四輪乗用車から家用小型乗用車となった場合など、その事実の発生によって危険増加が生じ、弊社のお取り扱いの範囲外となる場合には、ご契約を解除することがあります。

◎以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめ弊社ホームページでお手続きいただくか、弊社お客さまサポートセンターまでご連絡ください。

- ・ご契約されているお車を変更する場合（ご契約されているお車を新たに取得したお車に変更する場合や、ご契約されているお

車の廃車・譲渡などに伴い既に所有する別のお車に変更する場合)

- ・ご契約されているお車を譲渡する（お車の所有者を変更する）場合（ご契約されているお車を譲渡された場合、このご契約に関する権利および義務は、自動的に譲受人に移りません。）
 - ・主に運転される方を変更する場合
 - ・運転者限定特約や運転者年齢条件を変更する場合（ご契約されているお車を運転される方を追加する場合、運転される方の年齢や住所が変更になる場合などで、補償される運転者の範囲を変更する場合）
- ◎ご契約者の住所などを変更した場合には遅滞なく弊社ホームページでお手続きいただくか、弊社お客さまサポートセンターまでご連絡ください。
- ◎事故が発生した場合には直ちに弊社ホームページでお手続きいただくか、弊社事故受付センターまでご連絡ください（補償の対象となる方に責任が全くない「もらい事故」の場合もご連絡ください）。

❗ 「IV 事故が起こった場合」をご参照ください。なお、正当な理由なく、事故発生の事実を遅滞なくご連絡いただけなかった場合には、それによって弊社が被った損害額を差し引いて保険金をお支払いします。また、保険金請求権については時効がありますのでご注意ください。

◎ご契約を解約される場合には、弊社ホームページでお手続きいただくか、弊社お客さまサポートセンターまでご連絡ください。

❗ ご契約の解約に際しては、ご契約内容などに応じて払い戻し保険料をお支払いします。なお、解約の時期によっては払い戻し保険料がない場合もあります。

3. ご契約の中断制度について

自動車保険のご契約者がお車を廃車、譲渡、リース返還などの理由で手放す場合、または海外赴任や留学などで海外に渡航される場合に、ご契約を一旦中断し、中断後の新たなご契約において、中断前に適用されていた等級などを引き継いで再開できる制度です*1 *2。

なお、ご契約の満期日（解約された場合は解約日）から13ヶ月以内にご連絡がない場合には、この制度をご利用できませんのでご注意ください。また、この制度のご利用には、その他一定の条件があります。詳細は「●中断証明書を発行できる条件」および「●中断証明書を適用し、ご契約を再開できる条件」をご覧ください。

*1 中断前のご契約（以下「旧契約」といいます）に保険事故がある場合は、その件数に応じた等級などを適用します。

*2 等級などを継承する期間は10年間となります（旧契約の保険会社が弊社以外である場合、当該保険会社が発行する中断証明書に記載された有効期限内である必要があります。ただし、その有効期限が10年超の場合は10年とします）。中断事由別の中断期間は、「●中断証明書を適用し、ご契約を再開できる条件」をご覧ください。

●中断証明書を発行できる条件

対象となるご契約の等級	次契約の等級が7～20等級になる契約	
中断証明書の発行期間	お申し出日が満期日（解約された場合は解約日）から13ヶ月以内	
中断事由	廃車 譲渡 返還	満期日（解約された場合は解約日）までにご契約のお車が廃車、譲渡、またはリース業者へ返還された場合
	盗難	満期日（解約された場合は解約日）までにご契約のお車が盗難された場合
	車両入替	複数のお車を所有している場合で、他のご契約のお車を廃車、譲渡、返還、盗難または一時抹消されたこととともない、満期日（解約された場合は解約日）までにご契約のお車を他のご契約に車両入替された場合
	一時抹消	満期日（解約された場合は解約日）までにご契約のお車を登録抹消（一時抹消）された場合
	車検切れ	満期日（解約された場合は解約日）までに車検証の有効期間が満了となった（車検切れ）の場合
	海外渡航	ご契約者または主に運転される方が満期日（解約された場合は解約日）までに*3海外へ渡航された場合。ただし、帰国日または再入国日の前に締結した最後のご契約である場合に限りです。

*3 満期日（解約された場合は解約日）から6ヶ月以内に海外へ渡航された場合を含みます。

① ご注意

中断証明書を発行できる条件は将来変更となる場合があります。中断証明書を発行する際のお手続きに必要な書類や詳しい内容につきましては、お客さまサポートセンターまでお問い合わせください。

●中断証明書を適用し、ご契約を再開できる条件（下記の「ご注意」もご参照ください。）

	新契約の 保険開始日	発行時の中断事由						中断期間
		廃車 譲渡 返還	盗難	車両入替	一時抹消	車検切れ	海外渡航	
①お車を新たに取得される場合	お車を新たに取得した日から1年以内	○						旧契約の満期日 (解約された場合は解約日)から 10年間*3
②お車を新たに取得され、他のご契約のお車と車両入替される場合*1	車両入替日から1年以内							
③旧契約のお車を再登録される場合	再登録後の車検証の有効期間の初日から1年以内	×		○		×		
④旧契約のお車について再度、車検を受ける場合	再度、車検を受けた後の車検証の有効期間の初日から1年以内		×			○	×	
⑤ご契約者または主に運転される方が海外から帰国または再入国された場合*2	ご契約者または主に運転される方の帰国日または再入国日から1年以内			×			○	

*1 車両入替前の他のご契約のお車でご契約を再開する場合があります。

*2 出国日から新契約の保険開始日までの間に、1年を超える国内滞在がない場合に限りです。

*3 旧契約の保険会社が弊社以外である場合、当該保険会社が発行する中断証明書に記載された有効期限内である必要があります。ただし、その有効期限が10年超の場合は10年とします。

①ご注意

旧契約と新契約のご契約のお車の用途・車種や保険証券等記載の主に運転される方・お車の所有者が異なる場合には、中断証明書を適用いただけない場合がございます。また、中断証明書を適用し、ご契約を再開できる条件は将来変更となる場合があります。中断証明書を適用される際のお手続きに必要な書類や詳しい内容につきましては、お客さまサポートセンターまでお問い合わせください。

II 自動車保険の主な補償内容

1. 普通保険約款

補償の名称	概要	保険金をお支払いできない主な場合
対人賠償責任保険	ご契約されているお車の事故により、補償の対象となる方がお車に乗車中の方や歩行者などを死傷させ、法律上の賠償責任を負う場合に、自賠責保険などによって支払われるべき額を超える部分に対して保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波によって生じた損害 ・弊社以外の方との約定によって、加重された賠償責任を負担することによって生じた損害 ・次にあてはまる方が死亡もしくはケガをされたことにより、補償の対象となる方が受けた損害 <ol style="list-style-type: none"> ① 主に運転される方（記名被保険者） ② ご契約されているお車を運転されていた方、もしくはその父母、配偶者、子 ③ 補償の対象となる方の父母、配偶者もしくは子 ④ 補償の対象となる方の業務に従事中の使用人
対物賠償責任保険	ご契約されているお車の事故により、補償の対象となる方が相手方のお車や他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う場合に、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波によって生じた損害 ・弊社以外の方との約定によって、加重された賠償責任を負担することによって生じた損害 ・次にあてはまる方の所有・使用または管理する物に損害が生じたことによって、補償の対象となる方が受けた損害 <ol style="list-style-type: none"> ① 主に運転される方（記名被保険者） ② ご契約されているお車を運転されていた方、もしくはその父母、配偶者、子 ③ 補償の対象となる方の父母、配偶者もしくは子
人身傷害補償保険	自動車事故により、補償の対象となる方が死傷された場合に、過失割合に関係なく、ご契約の保険金額の範囲内で保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害 ・地震、噴火、津波によって生じた損害 ・補償の対象となる方がその使用者の業務のためにご契約されているお車以外のその使用者の所有する自動車を運転している際に生じた損害 ・補償の対象となる方が、ご契約されているお車以外であって、主に運転される方（記名被保険者）とご家族が所有もしくは常に使用するお車に乗車しているときに生じた損害 ・ご契約されているお車以外の自動車のうち、補償の対象となる方が二輪自動車または原動機付自転車に乗車しているときに生じた損害
搭乗者傷害保険	自動車事故により、ご契約されているお車に乗車中の方（運転者を含みます）が死傷された場合に、ご契約で定められた金額を保険金としてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた傷害 ・地震、噴火、津波によって生じた傷害
自損事故傷害保険	自損事故などにより、ご契約されているお車の保有者・運転者または乗車中の方が死傷され、自賠責保険などの保険金が支払われない場合に、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって、その本人に生じた傷害 ・地震、噴火、津波によって生じた傷害
無保険車事故傷害保険	自動車事故により、補償の対象となる方が死亡、もしくは後遺障害を負ったものの、相手方のお車が不明、無保険車であるなどの理由から十分な補償を受けられない場合に、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害 ・台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波によって生じた損害 ・補償の対象となる方の父母、配偶者または子が賠償義務者または無保険自動車の運転者となったときの損害
車両保険	偶然な事故により、ご契約されているお車に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害 ・地震、噴火、津波によって生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・ご契約されているお車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 ・故障による損害 ・パンクなどのタイヤのみに生じた損害（ご契約されているお車の他の部分と同時に生じた損害や火災・盗難によって生じた損害は補償の対象となります） ・ご契約されているお車に定着されていない付属品の損害（ご契約されているお車の他の部分と同時に生じた損害や火災によって生じた損害は補償の対象となります）

補償の名称	概要	保険金をお支払いできない主な場合
他車運転危険補償 保険	「借りたお車」の運転中の事故により、補償の対象となる方が法律上の賠償責任を負う場合などに、お客さまのお申し出に応じて、「借りたお車」の保険に優先してお客さまの保険から保険金をお支払いします。	対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・自損事故傷害保険のそれぞれの「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、以下の場合、保険金をお支払いできません。 ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた「借りたお車」の車両損害 ・補償の対象となる方の使用者の業務のために、その使用者が所有する自動車を運転しているときの損害または傷害 ・補償の対象となる方が役員（理事、取締役など）となっている法人の所有する自動車を運転しているときの損害または傷害 ・主に運転される方（または配偶者）と別居している未婚の子が、自ら所有するお車、もしくは常に使用しているお車を運転しているときに生じた損害または傷害
弁護士費用等補償 保険	お客さまに過失のない事故などにより、補償の対象となる方が死傷されたり、物を壊されたりした場合に、必要となる弁護士費用や訴訟費用などに対して保険金をお支払いします。	・無免許運転、酒気帯び運転などによってその本人に生じた損害 ・地震、噴火、津波によって生じた損害 ・次のいずれかの方が賠償義務者となったときの損害 ① 主に運転される方（記名被保険者） ② 主に運転される方の配偶者 ③ 主に運転される方（または配偶者）と同居している親族 ④ 主に運転される方（または配偶者）と別居している未婚の子 ⑤ 補償の対象となる方の父母、配偶者、または子

2. 特約条項

補償の名称	概要	保険金をお支払いできない主な場合
運転者家族限定 特約	補償される運転者を以下の方に限定します。 ① 主に運転される方（記名被保険者） ② 主に運転される方の配偶者 ③ 主に運転される方（または配偶者）と同居している親族 ④ 主に運転される方（または配偶者）と別居している未婚の子	「3. 補償される運転者の範囲について」をご参照ください。
運転者夫婦限定 特約	補償される運転者を以下の方に限定します。 ① 主に運転される方（記名被保険者） ② 主に運転される方の配偶者	
運転者本人限定 特約	補償される運転者を以下の方に限定します。 ① 主に運転される方（記名被保険者）	
ファミリーバイク 特約	原動機付自転車を運転中の事故などにより、補償の対象となる方が法律上の賠償責任を負う場合や、原動機付自転車に乗車中の自損事故で死傷された場合に、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・自損事故傷害保険でお支払いの対象となる保険金をお支払いします。	対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・自損事故傷害保険のそれぞれの「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、以下の場合、保険金をお支払いできません。 ・補償の対象となる方が所有、使用または管理している原動機付自転車を、その補償の対象となる方の業務のために、使用人（その使用人が主に運転される方またはそのご家族のいずれかにあてはまる場合を除きます。）が運転している間に生じた賠償事故による損害 ・補償の対象となる方の使用者（その使用者が主に運転される方またはそのご家族のいずれかにあてはまる場合を除きます。）の所有する原動機付自転車を、その使用者の業務のために運転しているときの賠償事故による損害
対物超過修理費用 補償特約	対物賠償責任保険のお支払い対象となる事故により、相手方のお車に時価額を超える修理費が発生した場合に、保険金をお支払いします。	・台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波によって生じた損害 ・弊社以外の方との約定によって、加重された賠償責任を負担することによって生じた損害 ・次にあてはまる方の所有・使用または管理する物に損害が生じたことによって、補償の対象となる方が受けた損害 ① 主に運転される方（記名被保険者） ② ご契約されているお車を運転されていた方、もしくはその父母、配偶者、子 ③ 補償の対象となる方の父母、配偶者もしくは子
人身傷害の被保険 自動車搭乗中のみ 補償特約	人身傷害補償保険の補償範囲を、ご契約されているお車に乗車中の事故のみに限定する特約です。	

補償の名称	概要	保険金をお支払いできない主な場合
育児費用特約	人身傷害補償保険のお支払い対象となる事故により、親権者となっている扶養者が死亡、もしくは重度の後遺障害を負った場合に、お子さまの育児費用として保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害 ・地震、噴火、津波によって生じた損害 ・補償の対象となる方がその使用者の業務のためにご契約されているお車以外のお車の所有者の所有する自動車を運転している際に生じた損害 ・補償の対象となる方が、ご契約されているお車以外であって、主に運転される方（記名被保険者）とそこがご家族が所有もしくは常に使用するお車に乗車しているときに生じた損害 ・ご契約されているお車以外の自動車のうち、補償の対象となる方が二輪自動車または原動機付自転車に乗車しているときに生じた損害
女性のお顔手術費用特約	人身傷害補償保険のお支払い対象となる事故により、補償の対象となる女性が顔、頭、首にケガをされ、その治療のために約款に定める手術をされた場合に、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害 ・地震、噴火、津波によって生じた損害 ・補償の対象となる方がその使用者の業務のためにご契約されているお車以外のお車の所有者の所有する自動車を運転している際に生じた損害 ・補償の対象となる方が、ご契約されているお車以外であって、主に運転される方（記名被保険者）とそこがご家族が所有もしくは常に使用するお車に乗車しているときに生じた損害 ・ご契約されているお車以外の自動車のうち、補償の対象となる方が二輪自動車または原動機付自転車に乗車しているときに生じた損害
入院時諸費用特約	人身傷害補償保険のお支払い対象となる事故により、補償の対象となる方が死亡、もしくは3日以上入院をされた場合に、必要となる様々な費用に対して保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害 ・地震、噴火、津波によって生じた損害 ・補償の対象となる方がその使用者の業務のためにご契約されているお車以外のお車の所有者の所有する自動車を運転している際に生じた損害 ・補償の対象となる方が、ご契約されているお車以外であって、主に運転される方（記名被保険者）とそこがご家族が所有もしくは常に使用するお車に乗車しているときに生じた損害 ・ご契約されているお車以外の自動車のうち、補償の対象となる方が二輪自動車または原動機付自転車に乗車しているときに生じた損害
エコノミー車両保険（車対車+A）特約	車両保険の補償範囲を、お車との衝突（当て逃げや相手不明の場合を除く）などに限定する特約です。	
車両盗難不担保特約	車両保険のお支払い対象となる事故のうち、盗難による損害をお支払い対象外とする特約です。	
車両新価保険特約	車両保険のお支払い対象となる事故（盗難を除きます）により、新車に大きな損害が生じ、改めて新車などを購入した場合に、実際にかかった再購入費用に対して保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約されているお車が盗難されたことによって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害 ・地震、噴火、津波によって生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・ご契約されているお車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 ・故障による損害
車載身の回り品補償特約	車両保険のお支払い対象となる事故により、ご契約されているお車の室内・トランクなどに積載された個人所有の身の回り品に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。	<p>車両保険の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、以下の場合、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車載身の回り品の欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 ・車載身の回り品の電氣的・機械的な故障損害 ・キャリアに固定されていた車載身の回り品の盗難による損害 ・車載身の回り品の紛失による損害 ・以下のいずれかにあてはまる物への損害 <ul style="list-style-type: none"> ① ご契約されているお車の付属品、タンク内の燃料 ② 通貨、有価証券、預金通帳やキャッシュカード、印紙、切手などの金券類 ③ 貴金属、宝玉、宝石、および書画、骨董、彫刻物などの美術品 ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、運転免許証などの重要書類 ⑤ 動物、植物などの生物
車両全損時諸費用補償特約	車両保険のお支払い対象となる事故により、ご契約されているお車が全損となった場合に、臨時費用として保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害 ・地震、噴火、津波によって生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・ご契約されているお車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 ・故障による損害
事故時レンタカー費用特約（修理期間実損払）	車両保険のお支払い対象となる事故により、ご契約されているお車が修理などで使用できなくなった場合に、レンタカーを借り入れる費用に対して保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害 ・地震、噴火、津波によって生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・ご契約されているお車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 ・故障による損害

3. 補償される運転者の範囲について

運転者限定特約の付帯や運転者年齢条件の設定により、保険料を安くすることができますが、これらの条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。

●運転者限定特約

運転者限定特約を付帯いただくことで、保険料を安くすることができます。ただし、限定された運転者以外の方が運転している間に生じた事故は原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

		運転者				
		主に運転される方	主に運転される方の配偶者	主に運転される方（または配偶者）と同居している親族	主に運転される方（または配偶者）と別居している未婚の子	左記以外（友人、会社の同僚など）
特約種類	なし	○	○	○	○	○
	運転者家族限定特約	○	○	○	○	×
	運転者夫婦限定特約	○	○	×	×	×
	運転者本人限定特約	○	×	×	×	×

○…補償されます。 ×…補償されません。

●運転者年齢条件

a～cの方のうち、ご契約されているお車を運転される最も若い方の年齢に合わせてお選びいただけます（「21歳以上補償」「26歳以上補償」「30歳以上補償」をお選びいただくと保険料を安くすることができます）。

- a. 主に運転される方
- b. 主に運転される方の配偶者
- c. 主に運転される方（または配偶者）と同居している親族

a～cの方の中で運転者年齢条件より若い方が運転された事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。なお、別居している未婚の子など、a～c以外の方が運転された場合は年齢を問わず補償します。

		運転者の年齢			
		20歳以下	21歳～25歳	26歳～29歳	30歳以上
年齢条件	年齢問わず補償	○	○	○	○
	21歳以上補償	×	○	○	○
	26歳以上補償	×	×	○	○
	30歳以上補償	×	×	×	○

○…補償されます。 ×…補償されません。

Ⅲ ノンフリート等級別料率制度について

ノンフリート等級別料率制度は、ノンフリート契約*に適用する無事故割引（割増）制度です。前契約の事故の有無・件数・事故の種類などにより次契約に適用する等級（1～20等級）と割増引率が決定され、保険料が割引（割増）されます。

ノンフリート等級別料率制度の改定に伴い、保険開始日が平成25年5月1日以降のご契約から事故の種類が変更となり、保険開始日が平成26年5月1日以降のご契約から、適用される等級および等級別の割増引率が変更となります。

*ノンフリート契約とは、所有かつ使用しており、自動車保険に加入しているお車の台数が9台以下のご契約者の契約のことをいいます。

1. 適用される等級

(1) 新規のご契約の等級

新たに自動車保険を契約する場合には、運転者の年齢条件に応じて、6等級（6A・6B・6C・6E）が適用され、一定の条件にすべてあてはまる場合に、7等級（7A・7B・7C・7E）が適用されます。

新規契約		
6 等級	年齢問わず補償	6 A
	21 歳以上補償	6 B
	26 歳以上補償	6 C
	30 歳以上補償	6 E

新規契約（セカンドカー割引適用の場合）		
7 等級	年齢問わず補償	7 A
	21 歳以上補償	7 B
	26 歳以上補償	7 C
	30 歳以上補償	7 E

●セカンドカー割引

2台目以降のお車の自動車保険を新たにご契約される際、次のすべてにあてはまる場合に、7等級（7A・7B・7C・7E）を適用します。

① 新たなご契約の「主に運転される方」および「お車の所有者*1」が、他の自動車保険契約の「主に運転される方」および「お車の所有者」とそれぞれ同一*2であり、かつ、個人であること。

② 他の自動車保険契約の等級が11等級以上であること。

③ 他の自動車保険契約のお車の用途・車種が以下の自家用8車種であること。

- ・自家用普通乗用車
- ・自家用小型乗用車
- ・自家用軽四輪乗用車
- ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ・自家用小型貨物車
- ・自家用軽四輪貨物車
- ・特種用途自動車（キャンピング車）

④ 新たなご契約の保険開始日が、他の自動車保険契約の保険期間内にあること。

*1 お車の所有者とは車検証の「所有者」欄に記載されている方のことをいいます。お車の「所有者」が自動車ディーラー、信販会社、リース会社の場合（所有権留保条項付売買契約や1年以上を期間とするリース契約の場合）は、車検証の「使用者」欄に記載されている方を「所有者」とみなします。

*2 新たなご契約と他の自動車保険契約の「主に運転される方」もしくは「お車の所有者」が異なる場合であっても、以下のいずれにもあてはまる場合は、同一とみなすことができます。

- ・新たなご契約の「主に運転される方」が他の自動車保険契約の「主に運転される方の配偶者」、もしくは「主に運転される方（または配偶者）と同居している親族」であること。
- ・新たなご契約の「お車の所有者」が他の自動車保険契約の「主に運転される方」、「主に運転される方の配偶者」、もしくは「主に運転される方（または配偶者）と同居している親族」であること。

(2) 更新のご契約の等級

自動車保険を更新する場合には、前契約の事故の有無・件数・事故の種類などにより、次契約に適用される等級（1～20 等級）が決定されます。

ノンフリート等級別料率制度の改定に伴い、「等級すえおき事故」を廃止し、これに該当する事故を「1 等級ダウン事故」として取り扱います。また、従来の「等級カウント事故」を「3 等級ダウン事故」に名称変更します。なお、「ノーカウント事故」は変更ありません。

現行制度 (保険開始日が平成 25 年 4 月 30 日以前のご契約)		新制度 (保険開始日が平成 25 年 5 月 1 日以降のご契約)	
事故の種類	次契約に適用される等級	事故の種類	次契約に適用される等級
ノーカウント事故	現在の等級に「1」を加えた等級 (事故件数に数えない)	ノーカウント事故	現在の等級に「1」を加えた等級 (事故件数に数えない)
等級すえおき事故	現在の等級と同じ等級	1 等級ダウン事故	現在の等級から事故1件につき 「1」を引いた等級
等級カウント事故	現在の等級から事故1件につき 「3」を引いた等級	3 等級ダウン事故	現在の等級から事故1件につき 「3」を引いた等級

a. 保険開始日が平成 25 年 4 月 30 日以前のご契約の次契約に適用される等級

保険金をお支払いする事故が 1 年間発生しなかった場合またはノーカウント事故のみが発生した場合は、現在の等級に「1」を加えた等級となります（20 等級が上限）。

保険金をお支払いする事故が発生した場合は、等級カウント事故 1 件につき現在の等級から「3」を引いた等級となり（1 等級が下限）、等級すえおき事故のみが発生した場合は現在の等級と同じ等級となります。

b. 保険開始日が平成 25 年 5 月 1 日以降のご契約の次契約に適用される等級

保険金をお支払いする事故が 1 年間発生しなかった場合またはノーカウント事故のみが発生した場合は、現在の等級に「1」を加えた等級となります（20 等級が上限）。

保険金をお支払いする事故が発生した場合は、3 等級ダウン事故 1 件につき現在の等級から「3」を引いた等級、1 等級ダウン事故 1 件につき現在の等級から「1」を引いた等級となります（1 等級が下限）。

(注) 前契約の保険期間が 1 年以外の場合などで、上記と取り扱いが異なる場合があります。

2. 事故の種類

事故の種類ごとに、該当する事故の内容は次のとおりです。

●ノーカウント事故

「ノーカウント事故」とは、次のいずれかのみ事故、または次のものの組み合わせの事故をいいます。「ノーカウント事故」の場合、等級・事故に係数適用期間の決定にあたり、事故件数には数えません。

- ① 搭乗者傷害保険にかかわる事故
- ② 人身傷害補償保険にかかわる事故
- ③ 無保険車事故傷害保険にかかわる事故
- ④ 弁護士費用等補償保険にかかわる事故
- ⑤ 車両保険無過失事故の場合の特則（車両条項第 12 条）にかかわる事故
- ⑥ ファミリーバイク特約にかかわる事故
- ⑦ 入院時諸費用特約にかかわる事故
- ⑧ 育英費用特約にかかわる事故
- ⑨ 女性のお顔手術費用特約にかかわる事故
- ⑩ 対人臨時費用保険金のみにかかわる事故

●1 等級ダウン事故*1

「1 等級ダウン事故*1」とは、次のいずれかを満たす事故をいいます。

- ① 車両事故のうち、火災・爆発・窓ガラス破損*2、盗難、騒じょうや労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風、たつ巻、洪水、高潮、落書き、いたずら*3、飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故*2

② 上記①と「ノーカウント事故」の組み合わせ事故

* 1 保険開始日が平成 25 年 4 月 30 日以前のご契約については、「等級すえおき事故」として取り扱います。

* 2 他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。

* 3 ご契約されているお車の運行によるものおよび、他のお車との衝突、または接触によるものを除きます。

● 3 等級ダウン事故*¹

「3 等級ダウン事故*¹」とは、「1 等級ダウン事故*²」・「ノーカウント事故」以外の事故のことをいいます。

* 1 保険開始日が平成 25 年 4 月 30 日以前のご契約については、「等級カウント事故」となります。

* 2 保険開始日が平成 25 年 4 月 30 日以前のご契約については、「等級すえおき事故」となります。

3. 等級別の割増引率

ノンフリート等級別料率制度の改定に伴い、保険開始日が平成 26 年 5 月 1 日以降のご契約から、等級別の割増引率は 7 等級以上の更新のご契約について「無事故」と「事故有」に区分されます。

(1) 新規のご契約の割増引率

新たに自動車保険を契約する場合には、等級別に、運転者の年齢条件に応じた割増引率が適用されます。

(2) 更新のご契約の割増引率

自動車保険を更新する場合には、前契約の事故の有無・件数・事故の種類などにより、次契約に適用される等級別の割増引率が決定されます。

a. 保険開始日が平成 26 年 4 月 30 日以前のご契約

事故の有無にかかわらず、同一等級では同じ割増引率が適用されます（ただし、ノンフリート等級別料率制度とは別に、前契約の事故件数による割増引があります）。

b. 保険開始日が平成 26 年 5 月 1 日以降のご契約

等級別の割増引率は 7 等級以上のご契約について「無事故」と「事故有」に区分され、同一等級では「事故有」のほうが「無事故」に比べて保険料が高くなります。

また、「事故有」の割増引率を適用する期間（事故有係数適用期間）が事故の種類・件数に応じて設定されます。

4. 事故有係数適用期間

「事故有」の割増引率を適用する期間を「事故有係数適用期間」といいます。

(1) 新規のご契約の事故有係数適用期間

新たに自動車保険を契約する場合には、事故有係数適用期間は「0 年」となります。

(2) 更新のご契約の事故有係数適用期間

a. 保険開始日が平成 25 年 5 月 1 日以降平成 26 年 4 月 30 日以前のご契約

事故有係数適用期間は「0 年」となります。ただし、満期日が平成 26 年 5 月 1 日以降の長期契約に事故があり、そのご契約を平成 25 年 5 月 1 日以降に解約し新たにご契約される場合や、保険開始日が平成 25 年 5 月 1 日以降の短期契約に事故があり、そのご契約を更新される場合などは「1～6 年」となることがあります。

b. 保険開始日が平成 26 年 5 月 1 日以降のご契約

無事故を継続している場合、事故有係数適用期間は「0 年」となり、「無事故」の割増引率が適用されます。

保険金をお支払いする事故が発生した場合、事故有係数適用期間は事故の種類・件数に応じて「1～6 年」となり、その期間は「事故有」の割増引率が適用されます。

<事故有係数適用期間の決まり方>

◇事故有係数適用期間は、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」の合計年数（最大6年）となります。

◇前契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の場合は、1年経過する毎に「1年」短縮されます（「0年」になると「無事故」の割増引率が適用されます）。

◇事故有係数適用期間が「1～6年」の間に新たに保険金をお支払いする事故が発生した場合は延長されます（最大6年）。

(計算式)

前契約の保険期間1年、前契約の事故有係数適用期間が「0年」の場合

$$\text{事故有係数適用期間} = \left[\text{前契約の「3等級ダウン事故」の件数} \times \text{「3年」} \right] + \left[\text{前契約の「1等級ダウン事故」の件数} \times \text{「1年」} \right]$$

前契約の保険期間1年、前契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の場合

$$\text{事故有係数適用期間} = \left[\text{前契約の事故有係数適用期間} - \text{「1年」} \right] + \left[\text{前契約の「3等級ダウン事故」の件数} \times \text{「3年」} \right] + \left[\text{前契約の「1等級ダウン事故」の件数} \times \text{「1年」} \right]$$

(注) 前契約の保険期間が1年以外の場合などで、上記と取り扱いが異なる場合があります。

5. 適用される等級・事故有係数適用期間の例

〈例1〉現在の契約が20等級・事故有係数適用期間「0年」で、「3等級ダウン事故」(☀)が1件発生した場合

	現在	1年後	2年後	3年後	4年後
「無事故」の割増引率	20等級				20等級
「事故有」の割増引率		17等級	18等級	19等級	
事故有係数適用期間	0年	3年	2年	1年	0年

..... (3等級ダウン事故件数:1件×「3年」)+(1等級ダウン事故件数:0件×「1年」)

〈例2〉現在の契約が20等級・事故有係数適用期間「0年」で、「3等級ダウン事故」(☀)と「1等級ダウン事故」(☀)が1件ずつ発生した場合

	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
「無事故」の割増引率	20等級					20等級
「事故有」の割増引率		16等級	17等級	18等級	19等級	
事故有係数適用期間	0年	4年	3年	2年	1年	0年

..... (3等級ダウン事故件数:1件×「3年」)+(1等級ダウン事故件数:1件×「1年」)

〈例3〉現在の契約が20等級・事故有係数適用期間「0年」で、「3等級ダウン事故」(☀)が1件、翌年も「3等級ダウン事故」(☀)が1件発生した場合

	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後
「無事故」の割増引率	20等級							19等級
「事故有」の割増引率		17等級	14等級	15等級	16等級	17等級	18等級	
事故有係数適用期間	0年	3年	5年	4年	3年	2年	1年	0年

..... (前契約の事故有係数適用期間:「3年」-「1年」)+(3等級ダウン事故件数:1件×「3年」)+(1等級ダウン事故件数:0件×「1年」)

IV 事故が起こった場合

- ① ケガをされた方がいる場合は、応急処置のうえ、救急車を手配してください。
- ② 事故車を安全な場所へ移動してください。
- ③ 警察へ事故の届出をしてください。
- ④ 運転免許証などで相手方の氏名、住所、連絡先、車両の登録番号を確認してください。
- ⑤ 事故状況と目撃者の確認をしてください。
- ⑥ 弊社事故受付センターまでお電話ください。

【事故のご連絡】

事故受付センター	0120-097-045 (携帯電話もご利用いただけます)	受付時間 : 24時間365日
----------	----------------------------------	-----------------

① ご注意

- 事故現場での示談は、お客さまの不利益となる場合があるためお控えください（示談されるときは、事前に必ず弊社の承諾を得てください）。
- ご自分のお車を修理される場合は、事前に必ず弊社の承諾を得てください。

<ご契約者さま向けサービス>

【お車の故障などのご連絡】

ロードサービス	0120-049-095 (携帯電話もご利用いただけます)	受付時間 : 24時間365日
---------	----------------------------------	-----------------

※ロードサービスのご利用は、事前に上記フリーダイヤルにご連絡いただくことが必要です（「モバイル位置情報通知サービス」をご利用の場合を除きます）。ご連絡がなく、ご自身で業者を手配された場合などは無料サービスのご提供ができませんのでご注意ください。

【緊急医療相談、医療機関のご案内】

メディカルコールサービス	0120-073-097 (携帯電話もご利用いただけます)	受付時間 : 24時間365日
--------------	----------------------------------	-----------------